

森づくり推進課

1 指導目標と体制内容

管内民有林面積は、33,654ha の林業経営指導を行うため、経営、林産、森林組合、造林、保全、保護、林構の各業務を分担し、これらを通じて民有林の普及指導を推進し、林業の振興を図る。また自然公園、自然環境保全地区等の優れた自然の保全や高山植物の保護、鳥獣保護管理、自然保護思想の普及啓発などを推進している。

民有林の普及指導に当たっては、県林政の基本方針に基づいて実施される各種対策事業の活用を図り、造林から生産販売にわたる一貫した技術の開発と普及に心がけ、地域林業推進の核となるべき森林組合等林業事業体の育成強化を図りながら、次の事項に重点を置いて指導している。

- 1 林業経営の活性化と人工造林地の保育管理
- 2 特用林産物の生産出荷指導
- 3 林業・木材産業構造改革事業の推進
- 4 森林組合の育成強化指導
- 5 森林経営計画編成による計画的林業経営の指導
- 6 優良材の生産指導及び集約化施業の推進
- 7 林業労働力の安定確保対策
- 8 林業後継者及び林業研究グループの育成
- 9 緑化事業の推進(環境緑化・森林愛護運動等)
- 10 木材流通対策
- 11 森林保全(保安林の整備等)
- 12 松くい虫被害徹底防除事業の推進
- 13 自然保護・景観対策、自然公園の管理
- 14 鳥獣の保護管理及び狩猟の適正化の推進